３　「被災市街地復興推進地域」の建築制限期間の終了と今後の土地利用について

町では、大規模な震災を受けた志津川市街地の緊急かつ健全な復興を図るために、平成２３年１１月１１日に「被災市街地復興推進地域」を定め建築行為等を制限していましたが、３月１０日をもってこの制限期間が終了します。

ただし、「被災市街地復興推進地域」内において、既に都市計画決定されている土地区画整理事業や津波復興拠点整備事業等の区域内では、都市計画法に基づく建築制限が適用されております。

なお、「被災市街地復興推進地域」内の八幡川西側につきましては、現在、震災復興祈念公園等の土地利用計画を策定中ですので、土地所有者等の皆様におかれましては、建物の建築等をお考えの際は事前に町へご相談くださいますよう、３月１１日以降も引き続きご協力をお願いします。

このほか、津波による危険が著しく「災害危険区域」として指定された場所では、住宅、アパート等の居住用の建物の建築が制限されていますのでご注意ください。

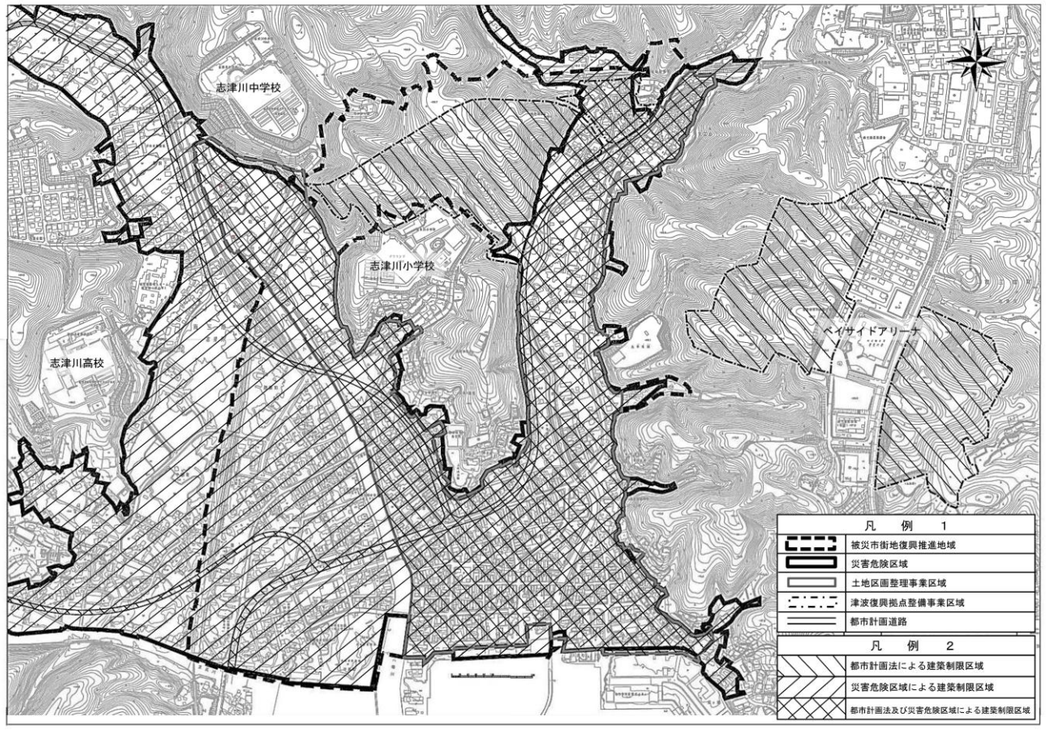

（担当：都市計画事業班）

問い合わせ先

南三陸町　復興事業推進課　電話：０２２６－４６－１３７９
歌津総合支所　電話：０２２６－３６－２１１１

臨時号

住宅高台移転まちづくりニュース

＜第 13 号＞
平成 25 年 3 月
編集・発行
南三陸町
復興事業推進課

１　復興まちづくり事業が着工しました!!

町内で最初となる災害公営住宅整備事業と防災集団移転促進事業が２月にあいついで着工しました。

災害公営住宅は平成２７年度までに、町内８か所、計９３０戸を整備する計画ですが、その先頭をきって、入谷地区の５１戸分と名足地区の３３戸分の工事が始まりました。

２月１４日に入谷地区の現地（桜沢）で安全祈願祭および着工式が、同じく２０日には名足地区の現地（北の沢）で安全祈願祭が行われました。

南三陸町災害公営住宅整備事業着工式（２月１４日）

名足地区災害公営住宅安全祈願祭（２月２０日）

また、防災集団移転促進事業は平成２７年度までに２０地区２８団地を計画していますが、その最初の団地となる藤浜地区において２月２６日に造成工事の安全祈願祭および着工式が開催されました。３月には寄木・韮の浜地区でも工事が開始される予定です。

南三陸町防災集団移転促進事業着工式（２月２６日）

藤浜地区イメージ図

（担当：防災集団移転事業班・住宅対策係）

2　志津川市街地土地活用意向調査の結果報告

町では、土地区画整理事業の活用により、志津川市街地中心部に相応しい賑わいの創出と魅力的なまちづくりを計画しています。そこで区域内に土地をお持ちの方を対象に、将来の土地の活用意向を伺いました。今回、その結果について概要をお知らせします。

1. 調査概要

調査対象　八幡川両岸の区画整理区域および祈念公園予定地の合計約９０ha
総人数 ９３３名　総筆数 １８００筆　（公共用地などを除く**実質面積約60ha**）
回 答 数　８２９名　約８９％　（平成 25 年 1 月集計時点）

2. 分析結果　（面積は整数以下四捨五入）

55.5ha（全体の 92%）の回答を集計したもの

震災前の土地利用用途

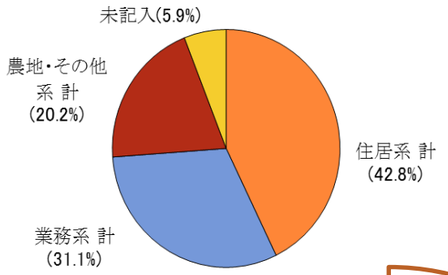

土地の活用意向

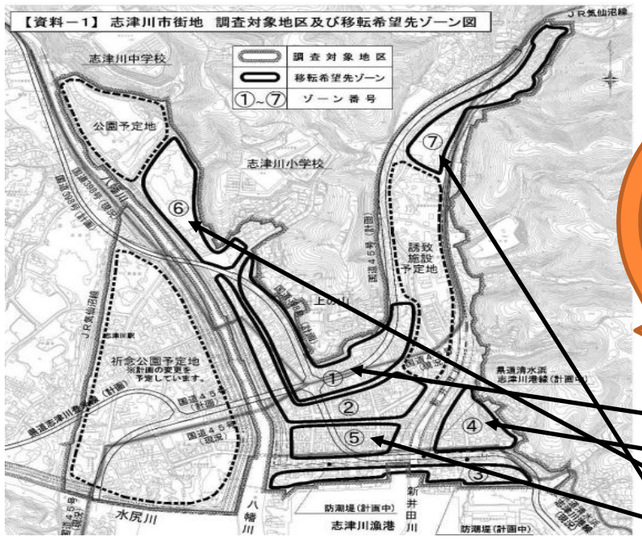

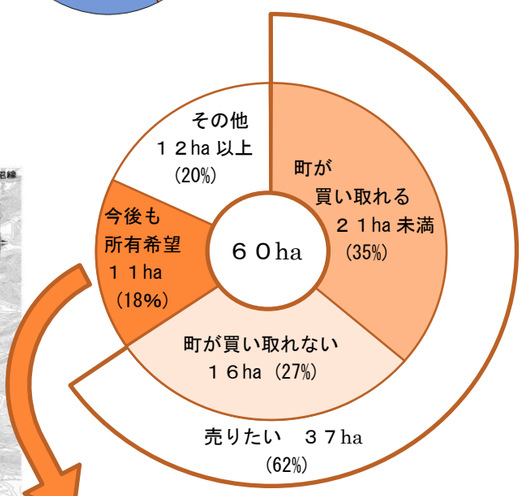

１１ha の内訳（割合）

①	商業観光ゾーン	6.0ha	(52%)
④	産業ゾーン	1.4ha	(12%)
⑥	農業ゾーン	1.4ha	(12%)
⑤	産業ゾーン	1.0ha	(9%)
⑦	農業ゾーン	1.0ha	(9%)
	その他	0.7ha	(6%)

※端数処理の関係で合計 11.0 にならない

「今後も所有希望」は11ha で全体の18%となっている。
一方「売りたい」は37ha で全体の62%となっている。
町が防災集団移転促進事業により「買い取れる最大面積」は21ha であり、「売りたい」の37ha より16ha 少ない。
また、その他の12ha については、未回答・未提出などとなっている。
「今後も所有希望」と答えた11ha の内訳として、約半数が国道 45 号沿いの①を希望している。

事業継続意向

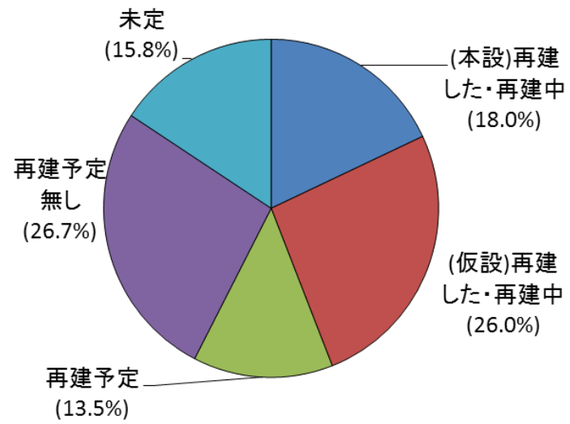

311 件（全体の 33%）の回答を集計したもの

再建規模の意向

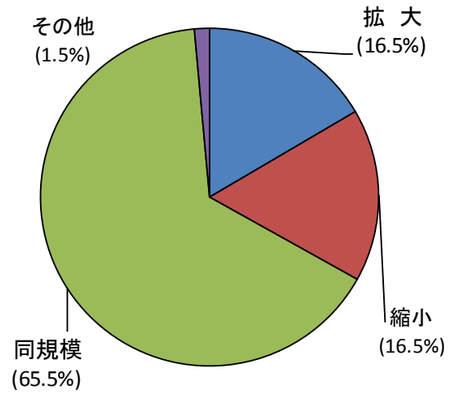

139 件（全体の 15%）の回答を集計したもの

再建場所

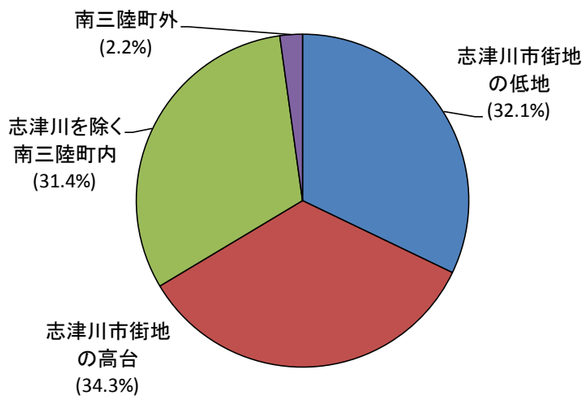

137 件（全体の 15%）の回答を集計したもの

活用意向

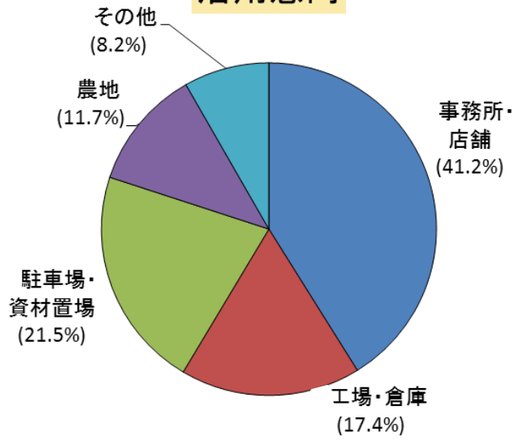

12ha（全体の 20%）の回答を集計したもの

お願い　：　町では、志津川東・中央・西地区および伊里前地区について、高台住宅団地への移転戸数を把握し、造成する面積を確定させるために、移転を希望される皆さまの参加意向確認を行っています。防災集団移転促進事業を利用される方で、まだ提出がお済でない方は、

◎　志津川東・中央・西地区への移転をお考えの方は**速やかに**（２月２２日締切でした）
◎　伊里前地区への移転をお考えの方は**３月４日（月）までに**（歌津地区はこれが最終確認です）

復興事業推進課へご提出ください。

また、お手元に参加確認書がない場合は郵送しますので、ご連絡ください。

（担 当 ： 都 市 計 画 事 業 班 ・ 防 災 集 団 移 転 事 業 班）